

第 65 回 伊勢市都市計画審議会
議事録要旨

令和4年6月3日

第 65 回伊勢市都市計画審議会

日 時 令和 4 年 6 月 3 日（金）午前 9 時 30 分から

場 所 伊勢市役所本館 3 階 委員会室

委員出席者	浅野 聡	河之口 学	伊藤 良栄
	笠原 正嗣	西井 一比古	坂谷 隆徳
	酒徳 雅明	宮崎 誠	北村 勝
	野口 佳子	辻 孝記	宿 典泰
	河村 幸久	竹本 訓子	千島 孝弘
	中出 睦	森井 美恵	

出席幹事等 市長 鈴木 健一
副市長 福井 敏人
都市整備部長 荒木 一彦
都市整備部次長兼監理課長 上田 淳一
都市整備部参事兼都市計画課長 中村 哲也
都市整備部交通政策課長 平見 典彦
都市整備部住宅政策課長 城 浩紀

事務局 都市計画課主幹兼計画係長 青山
計画係 小長谷・橋本・長井

司会進行 事務局（都市計画課長）

傍聴人 2 名

議事録署名 宮崎委員、河村委員（議長指名）

【内容】

審議案件

議案第1号 会長及び副会長の選出

議案第2号 伊勢市景観委員会設置要綱の改正

議案第3号 伊勢市都市計画審議会運営規定及び伊勢市土地利用委員会設置要綱の改正

事前説明案件

(1) 伊勢市立地適正化計画の見直し

報告案件

(1) 伊勢都市計画ごみ処理場の変更（伊勢市決定）及び伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）

(2) 景観・土地利用に関する報告

【発言内容】

審議案件

○議案第1号 会長及び副会長の選出

- ・進め方については、事務局一任の声をいただき、仮議長として宿議員にお願いした。
- ・伊勢市都市計画審議会運営規程第2条第1項の規定による無記名投票ではなく、同条第3項の規定による指名推薦の方法をとることとした。
- ・北村委員より、会長には引き続き浅野委員、副会長には伊藤委員の推薦があった。
- ・浅野委員が会長に、伊藤委員が副会長となることについては、異議なしとして承認された。

審議案件

○議案第2号 伊勢市景観委員会設置要綱の改正

説明

◆事務局

議案第2号「伊勢市景観委員会設置要綱の改正について」の資料に沿って説明。
詳細な内容については議案書及び議案関連資料参照。

意見・質問

◆委員

伊勢市景観委員会という表現は景観委員会、地区の委員会をひとまとめたものなのか。5名の定員を6名に変えることについてはあくまで景観委員会で、伊勢市景観委員会の伊勢市は何に当たるのか。

◆事務局

それぞれ別々の委員会になっている。伊勢市景観委員会は伊勢市全体を扱う委員会となる。委員会の上に都市計画審議会がある。

◆委員

景観委員会設置要綱は全体の中での委員会ということになるのか。

◆事務局

伊勢市景観委員会は議案5ページ左側に掲載されている所掌事務の内容を審議する委員会になっている。

伊勢市内宮おはらい町地区景観委員会は内宮おはらい町地区の重点地区に関する事項に限定して審議する委員会になっている。

伊勢市景観委員会と内宮おはらい町地区景観委員会、二見茶屋地区景観委員会、土地利用委員会の4つの委員会は並列した形である。

◆委員

委員会の要綱としての表現が、全体を網羅している。設置要綱の一部として、景観委員会設置要綱の3条の定員を変えるということか。

◆事務局

今回改正する案件として景観委員会設置要綱のみを配布したが各委員会ごとに設置要綱がある。

◆委員

そうすると議案第2号関連資料の伊勢市景観委員会設置要綱の改正の下の部分は要らないですね。

伊勢市景観委員会はこの景観委員会があり、重点地区の委員会があるというのはわかるが、今回この設置要綱という表現はここだけを表しているということであればこの下は本来必要ないですね。

◆事務局

説明用として内宮おはらい町地区景観委員会、二見町茶屋地区景観委員会、土地利用委員会の3つの委員会を記載した。推薦で決められた臨時委員の各部門などを報告するため記載した。

◆会長

他に何かあるか。

◆委員

(意見なし)

◆会長

議案第2号伊勢市景観委員会設置要綱の改正について原案どおり改正してよいか。

◆委員

<異議なし>

◆会長

原案どおり改正する。

◆会長

各委員会委員の指名について、会長より以下のとおり指名があった。

伊勢市景観委員会：西井委員、森井委員、河村委員、千島委員

伊勢市内宮おはらい町地区景観委員会：中出委員

伊勢市二見町茶屋地区景観委員会：竹本委員

伊勢市土地利用委員会：河之口委員、伊藤副会長、坂谷委員、酒徳委員

審議案件

○議案第3号 伊勢市都市計画審議会運営規程及び伊勢市土地利用委員会設置要綱の改正

説明

◆事務局

議案第3号「伊勢市都市計画審議会運営規程及び伊勢市土地利用委員会設置要綱の改正について」の資料に沿って説明。

詳細な内容については議案書及び議案関連資料参照。

意見・質問

◆委員

今回、知事の認定を受けた畜舎等が、特定用途制限地域のうち低層住居専用地区について建築基準法の適用が除外になったということだが、この低層住居専用地区に既に知事の認定を受けた畜舎が今あるのか。また、他のところで認定を受けていれば、ここに新たにつくることが除外になるのか。

◆事務局

4月1日に施行されたばかりなので、今低層住居専用地区の中に認定された畜舎はない。

◆事務局

他の地区で認定されたものを移してくるような場合は、新たに認定が必要となる。

◆会長

他に質問はあるか。

◆委員

特例許可について、基本的に知事の認定を受けた畜舎について許可の手続きに入ると思うが、知事の許可があれば、土地利用委員会で、フリーハンドで許可がされていくという考えなのか。そうではなく、周辺環境をしっかりと吟味いただいて許可をされるということなのか、どちらか。

◆事務局

今回、特例法を根拠とする条例を定めたので、県知事の認定を受けた畜舎であっても、市長の特例許可がないと建築できないという形になっている。特定用途制限地域と同様にご審議いただく形になると思う。

◆委員

こちらの条例は、上乘せ条例のようなものなのか、知事の認定基準をより厳しくするようなものなのか、地域の特色に応じて異なった観点から基準を設けるようなものなのか、どのような条例になるのか。

◆事務局

今までかけていた制限を引き続き行うということになる。上乘せにはならない。

◆委員

建築基準法がかかっていたものを畜舎等の建築等の利用の特例に関する法律で、本来建てにくかったものを建てやすくするのだが、元の建築基準法による条例の基準を、維持するという趣旨の条例なのか。

◆事務局

制限の緩和ととられると思うが、現在低層住宅として利用される地区に畜舎が建てられるようにならないよう、また制限をかけるということになる。

このエリアに畜舎は、あまり建てられないと考えているので今まで通りの制限ということになる。

◆委員

畜舎特例法ができる前の基準を維持するためのものということか。

◆事務局

今までの基準を維持するというご理解いただきたい。

◆会長

他に何か質問はあるか。

◆委員

本来の法律制定の趣旨は建設コストがかかりすぎるために競争力が落ちる。だから、まず競争力を上げるという形で畜産業の振興という観点からこのような法律制定がされたと思うが、伊勢市では従来を守るという形で、産業振興という側面よりも環境維持という側面のほうが上位に来たと判断されたという形でよいか。

◆事務局

この法律ができる前、伊勢市で畜舎を制限していた地区は、市内2か所の住宅団地だけで、低層住宅の専用地区のような形のところを指定している。本来そこに畜舎が計画されることは考えられにくいですが、その部分に万一住環境を脅かすようなものが建つと良くないということで今回制限をかけさせていただいたものである。畜舎の産業振興等とバッティングするような内容というふうには私どもは考えていないので、ご理解いただきたい。

◆会長

ほかに何かあるか。

◆委員

(意見なし)

◆会長

それでは委員の方から特にご異議等はなかったので確認させていただく。

議案第3号伊勢市都市計画審議会運営規程及び土地利用委員会設置要綱の改正について、原案のとおり改正させていただきたいと思うが、いかがか。

◆委員

<異議なし>

◆会長

議案第3号について、原案どおり改正する。

事前説明案件

○伊勢市立地適正化計画の見直し

説明

◆事務局

「伊勢市立地適正化計画の見直しについて」の資料に沿って説明。

詳細な内容については事前説明案件資料を参照。

意見・質問

◆会長

都市再生特別措置法が改正され、防災対策を強化しなさいということがその趣旨で、各自治体で立地適正化計画をつくっているところでは、この法改正に合わせて防災対策をどのように強化していくかを一斉に検討されているところだと思う。

伊勢市でも、防災指針の検討を行っているところで、今日は1回目の説明ということで、先ほど説明していただいたとおり、序章から3章の、まず基本的なところの章について、最新のデータなどを更新して、改正案として説明をしていただいた。

防災指針そのものの内容については次回の審議会がメインの検討になると思うので、今日はその手前の段階の説明となる。

ただいまの説明について、委員の皆様からご質問があればお願いしたい。

◆委員

21 ページの路線バスの利用状況のグラフについて確認したい。上のグラフは路線バスの乗車数の推移であるが、2015年、平成27年について、外宮内宮線は減少しているのに対し一般路線は大きく上昇している。CANばすは上昇傾向で動きがリンクしていない。グラフは正しいのか。

◆事務局

現時点でこのグラフの逆転現象を把握していないので、後ほど確認し、ご連絡させていただきたい。

◆会長

訂正があったら、次回の審議会で報告していただきたい。

◆会長

ほかにご質問はありますか。

◆委員

(意見なし)

◆会長

今回は、防災指針の前段の整理ということで、次回の審議会のときに防災面でのように補強していくかということについての案が出てくるので、またその場で引き続き委員の皆様からご意見をいただければと思う。

報告案件

(1) 伊勢都市計画ごみ処理場の変更(伊勢市決定)及び伊勢都市計画特定用途制限地域の変更(伊勢市決定)

説明

◆事務局

報告案件「伊勢都市計画ごみ処理場の変更(伊勢市決定)及び伊勢都市計画特定用途制限地域の変更(伊勢市決定)について」の資料に沿って説明。

詳細な内容については議案書及び議案関連資料参照。

意見・質問

◆委員

今回の審議会では、特定用途制限地域の変更について承認するというのが基本である。この環境影響評価の流れが、この表に載っているが、この部分に関しては、県への環境評価の申請という部分である。

今日は評価書の準備が一応完了し、その報告を審議会が受けたということで、今後審議会として、準備書の承認や同意というのは本来ないと思うが、それを確認したい。

◆事務局

環境影響評価、いわゆる環境アセスについては、都市計画の決定権者である伊勢市が代わりに行うということになっており、今、進めている。手続きとしては、

先ほどご報告したように縦覧や意見書を受け付け、それを知事に送り、知事からの意見を反映し、評価書をつくっていくことになる。その結果をまとめたものを8月に開催予定の審議会でご報告する。

◆委員

審議会は、同意とか承認に関わらなくていいものなのかどうか。何故そういう話をするかという、この回答は、事業所がらみの回答になっているからである。それは、評価基準に則って行っているという感じで、一方的なもののような気がする。その辺りを我々がこの内容に対して認めるのかは、どういうふうになってくのかなという気がする。

◆事務局

この場でその環境アセスについて認めていただくのではなく、手続きを伊勢市が代わりに進めている。この見解等については伊勢広域環境組合と連携しながら進めているところなので、こちらはご報告という形になる。

◆委員

報告で良いのか。

◆事務局

はい。

◆会長

これまでもたびたび議論してきたと思うが、環境アセスの中身そのものは伊勢広域環境組合で責任を持って進める。私たちとしては都市計画法の手続きに基づいて、きちんと環境影響方法書が作成され、それに対して公告縦覧がされている。そして次のステップとして準備書の作成があり、それについてまた公告縦覧、意見書の受付が行われる。きちんと手続きをされていて、都市計画法の手続きに抵触していないことを確認していただいたということによい。影響評価の中身は、都市計画審議会の対象外なので、そちらは伊勢広域環境組合で責任を持ってやっていただくということによろしいか。

◆事務局

今、会長のほうからご説明していただいたとおりである。

◆委員

わかりました。

◆会長

それでは環境影響評価の流れと都市計画の流れということでそれぞれの手続きが進められてきていることについて、審議会の皆様に今日は報告をして、確認をしていただいたということで、ご理解ください。

引き続き、次回の審議会でも出てくる。何かご意見があればそのときにいただければ幸いである。

(2) 景観・土地利用に関する報告

説明

◆事務局

報告案件「景観・土地利用に関する報告について」の資料に沿って説明。
詳細な内容については議案書及び議案関連資料参照。

意見・質問

◆会長

ただいま報告のあった景観絵画コンクールが、昨年度も継続して開催されたということで大変お疲れさまでした。

507点も応募があったということで、私も以前から関わってきたが、これだけたくさんの小学生が描いてくれて、すばらしいと思った。景観委員長から一言、状況報告していただいてよろしいか。

◆委員

今、会長からもご案内のあった景観絵画コンクール、わがまち写真コンクール実施について、簡単にお話をさせていただく。

昨年ここにもあるように507点の応募があり、回数を重ねさせていただいているのですが、本当に毎年新しい景観というのを子どもたちが主になって発見し、絵に描いていただいている。

そういった意味からも、ここに目的と記載されているように、新たに発見してもらうことを本当に達成していただいて、次の時代を担う子どもたちが、景観をどんどん発見していただいていくという啓蒙活動にも一役買わせていただいている。

◆会長

景観委員の皆さんは大変だと思うが、引き続きよろしくお願いします。
それでは、他にはいかがか。

◆委員

(意見なし)

◆会長

本日予定している案件は以上となるが、委員の方から何か補足はあるか。

◆委員

(意見なし)

◆会長

最後に事務局から連絡事項はあるか。

◆事務局

審議会の議事録については、デジタル化、ペーパーレス化を図るため、Eメールにて送付させていただいているが、次回より、開催通知も同様の扱いとする。なお、審議会資料については、これまで通り郵送で送付させていただく予定である。

次回の第66回都市計画審議会については、令和4年8月24日午前10時より開催を予定している。

<閉会>